

京 都 大 学 大 学 院 公 共 政 策 教 育 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 入 学</p> <p>第 3 条 入学手続及び入学者選抜方法は、教育部教授会(以下「教授会」という。)で定める。</p> <p>2 京都大学通則(以下、本項において「通則」という。)第 5 3 条の 1 5 において準用する通則第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 2 入 学</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>2 京都大学通則(以下「通則」という。)第 5 3 条の 1 5 において準用する通則第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。</p> <p>第 4 条 (同 左)</p> <p>第 2 の 2 長 期 履 修</p> <p>第 4 条の 2 通則第 5 3 条の 1 5 において準用する通則第 3 6 条第 7 項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>